

貼って安心「ココいるシール」

行き先や帰り道がわからなくなったことがある方へ、ココいるシールを配布しています。「ココいるシール」はQRコードを読み取ると、瞬時に家族のもとへ発見通知メールが届き、事前に登録した情報が表示されるものです。また、専用の伝言板を介して発見者と家族が連絡を取り合うことができます。無料で配布していますので、ご希望の方はご相談ください。



ココいるシール

あんしん長寿課 介護予防班
☎ 30・0103

「緊急通報装置」を設置の方へ

緊急通報装置を設置している方は、令和3年9月の事業終了に伴い、接続している固定電話が利用できなくなる可能性があります。対象機器が設置されている場合はご連絡ください。

7月中旬に「お知らせ」を送付しますので、対象機器の撤去または「見守り電話機」への移行をお願いします。



あんしん長寿課 高齢者支援班
☎ 30・0234

認知症サポーター養成講座

認知症についての理解を深めます。受講者には、「認知症サポーターカード」をお渡しします。

◆日時 7月14日(木) 10時～11時30分
◆場所 どまっこ(毛馬内)

あんしん長寿課 介護予防班
☎ 30・0103

検診の申し込み受付中

現在、各種検診の申し込みを受け付けています。申し込みがまだの方は、お早めにお申し込みください。

◆申し込みが必要な検診

- ①胃・大腸・前立腺がん検診(令和2年度に受診されていない方)、②肝炎ウイルス検診、③子宮がん・乳がん検診、④骨粗しょう症検診

◆肺・大腸がん検診

今月から肺・大腸がん検診が始まります。日程は「令和3年度健康づくりガイド」をご確認ください。



検診の予約はこちら

◆歯周病検診

対象の方に案内を送付しています。ぜひ受診しましょう。

すこやか子育て課 健康づくり班
☎ 30・0119

後期高齢者健診

後期高齢者医療保険に加入している方が対象の健康診断です。対象者の方には、6月中旬に受診券と案内を送付しています。受診の際は、受診券と被保険者証を忘れずにお持ちください。

すこやか子育て課 健康づくり班
☎ 30・0119

後期高齢者医療保険

被保険者証が新しくなります

後期高齢者医療保険の被保険者証が8月1日から「紫色」に変わります。7月下旬にお届けしますので、8月1日以降は新しい被保険者証をお使いください。減額認定証や適用認定証が更新になる方には被保険者証に同封します。

保険料の通知を送付

保険料額や納付方法をご確認ください。令和3年度の料率

【均等割額】 4万3100円

【所得割額】 基礎控除の被保険者本人の総所得額×8.38%

口座振替納付が便利です

保険料の支払方法は、特別徴収(年金からの納付)と普通徴収(口座振替または納付書での納付)があります。

後期高齢者医療制度は、世帯の所得によって保険料が軽減されます。

均等割の軽減措置	
世帯主および世帯に属する被保険者の所得の合計額が下記金額以下の世帯	軽減割合
43万円+ (給与・年金所得者等の数-1) × 10万円	7割
43万円+ (給与・年金所得者等の数-1) × 10万円 + 28万5千円 × 世帯の被保険者の数	5割
43万円+ (給与・年金所得者等の数-1) × 10万円 + 52万円 × 世帯の被保険者の数	2割

社会保険などの被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療保険に加入する前日まで、社会保険などの被扶養者であった方の均等割が、加入後2年間5割軽減

7月の集団健診

特定・後期高齢者・30代さんまる健診

◆日にち ①7月8日(木)、②13日(金)
◆時間 13時30分～14時30分
◆場所 ①八幡平市民センター、②尾去沢市民センター

◆対象 国保(40歳以上)の方、後期高齢者医療保険の方、社会保険などの保険加入者で受診券をお持ちの方、30歳～39歳で健康診断の機会のない方

◆持ち物 被保険者証、受診券、自己負担金(国保・後期高齢者以外)
※8日は同会場で肺・大腸がん検診も受診できます。(有料)
※7月30日(金)の福祉保健センターでの集団健診は中止になりました。

すこやか子育て課 健康づくり班
☎ 30・0119

介護保険料の通知書をお送りします

介護保険料納入通知書兼特別徴収開始(停止)通知書を7月中旬にお送りします。

新型コロナウイルス感染症の影響や病気、失業などにより収入が著しく減少したことで、保険料を納めることが困難になった場合や、市民税非課税世帯で一定条件を満たす場合は、申請することにより保険料の減免を受けられる場合がありますのでご相談ください。

あんしん長寿課 高齢者支援班 ☎ 30-0234

所得段階	対象者		令和3年度	
	課税状況	本人の収入	保険料率	年額保険料
第1段階	世帯全員が市民税非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・前年の年金収入等が80万円以下の方	基準額 × 0.3	25,128円
第2段階		・前年の年金収入等が80万円超120万円以下の方	基準額 × 0.5	41,880円
第3段階		・前年の年金収入等が120万円超の方	基準額 × 0.7	58,632円
第4段階	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)	・前年の年金収入等が80万円以下の方	基準額 × 0.9	75,384円
第5段階		・前年の年金収入等が80万円超の方	基準額 1	83,760円
第6段階	本人が市民税課税	・前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.2	100,512円
第7段階		・前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.3	108,888円
第8段階		・前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.5	125,640円
第9段階		・前年の合計所得金額が320万円以上の方	基準額 × 1.7	142,392円

「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方へ

病院受診時の医療費の支払いが自己負担限度額までになる「限度額適用認定証」と、入院時の食事代が減額される「標準負担額減額認定証」の有効期限は、7月31日(土)です。

◆国保の方 更新を希望される場合は手続きが必要です。7月下旬以降に、市民課国保医療班または各支所で手続きをしてください。

◆後期の方 新規に対象となる方の方に案内を郵送しますので、手続きをお願いします。更新の方は不要です。

市民課国保医療班 ☎ 30・0222

交通事故などにあつたとき

交通事故など他人(第三者)の行為によって病気やけがをした場合でも、健康保険で医療費を支払うことができます。その後、国保担当者が加害者に医療費などを請求します。利用には届け出が必要ですので、市民課国保医療班までご連絡ください。

市民課国保医療班 ☎ 30・0222

7月の認知症カフェと運動教室の日程は23ページのカレンダーに掲載しています。

7月の献血車訪問

とき	受付時間	ところ
7日(木)	14時～16時30分	(株)小坂橋建設
15日(木)	13時30分～15時30分	かつの厚生病院

* 400ミリリットル献血にご協力をお願いします。輸血患者の副作用軽減につながります。
※新型コロナウイルス感染症の拡大により、全国的に献血協力者数が減少しているため、積極的にご協力いただきますようお願いいたします。